構造改革特別区域計画

１　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　：長崎県

２　構造改革特別区域の名称　：ながさきデイサービス特区

３　構造改革特別区域の範囲　：佐世保市及び大村市並びに長崎県南高来郡北有馬町及び南松浦郡上五島町の全域

４　構造改革特別区域の特性

（１）長崎県では、平成１５年度から平成２０年度までの６カ年を対象とした「長崎県障害者基本計画」策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目標として施策を推進している。

この「共生社会」を実現するには、今後ますます多様化していくであろう県民の福祉への要求に可能な限り応えていく必要があり、特に次の５つの課題が考えられる。

○障害者を取り巻く環境の変化と今後の課題
①　障害の重度化、重複化及び障害者の増加、高齢化の傾向
②　社会全体の意識の改革
③　支援費制度の円滑な施行
④　在宅福祉サービスの充実
⑤　市町村の施策充実

特に、障害のある人が地域社会において自立した生活を送れるよう、「障害のある人が地域の中で生活することは自然で当たり前」というノーマライゼーションの考えを浸透させるとともに、在宅福祉サービスの基盤整備を推進していく必要がある。

（２）構造改革特別区域計画の背景

長崎県は４７都道府県中最も離島の数が多く、その特殊な地理的条件や参入事業者数が少ない等により福祉サービスの基盤整備が十分に進んでいない。

特に児童デイサービス事業所に関しては、現在県下で１５の事業所が存在するが、８市に９カ所、７１町村に６カ所といった状況である為、多くの在宅障害児が遠方の事業所に通うか若しくはサービスを利用できていない。

そこで、既存施設の相互利用を可能にするなど、サービスを多様化することで、限られた財源、福祉資源の有効活用を図る必要がある。

5　構造改革特別区域計画の意義

障害者（児）の福祉基盤整備が遅れていることに対し、指定通所介護事業所に関しては全県下で２５１（平成１５年４月現在）の事業所が存在し、県内各地に点在している。

そこで、本特例措置である「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を実施することによって、より効率的、効果的なサービス基盤の拡充が可能となり､誰もが身近な場所でサービスを利用することができるようになる。

（１）利用者側の利点

・住み慣れた地域でサービスを利用することができる
・遠方の施設まで送迎していた保護者等の負担を軽減する
・選択肢が広がり、自分にあったサービスを選ぶことができる

（２）事業者側の利点

・利用者数の増加により、安定した運営を行うことができる

また、こうした既存施設の有効活用によって新たに施設整備を行うことなく福祉基盤の整備が可能となり、それによってその他の施策推進も加速し、「共生社会」の実現により早く近づくことができる。

6　構造改革特区計画の目標

県下７９市町村の内、７０の市町村において知的障害者デイサービス事業所の設置がなく、６５の市町村において児童デイサービス事業所の設置がない。

このような状況を踏まえ、長崎県下全域において当該事業の実施が望まれるものであるが、そのなかでも佐世保市、大村市、北有馬町、上五島町の４市町においては、現在も私的に指定通所介護事業所を利用している障害者（児）が存在する等、利用者、保護者及び事業者の負担は大きく、当該事業の実施が急務である。

これら４市町に関しては、早期の受入体制を整えることが可能であり、なによりも利用者の要望が高いといったことから、この４市町を当初の特区の範囲とし、その成果とその他の市町村及び利用者等の意向を勘案しながら、今後も計画区域の拡大を図っていく。また、現在実施意向のない市町村についても引き続き利用者等の要望を調査し、当該事業の必要性を十分精査するよう指導していく。

このように計画区域を拡大していくことによって、福祉基盤整備の地域格差を無くし、ノーマライゼーションの理念のもとに、県民の誰もが住み慣れた地域社会で必要な福祉サービスを利用できる「共生社会」の実現を目指す。

7　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（１）経済的効果

・デイサービス事業の利用者が増加し、事業が活性化される

当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、知的障害者７名、障害児４名の受入を見込んでいる。

現在、特別区域計画の範囲である４市町においては、知的障害者１９名、障害児７６名がデイサービス事業を利用しているが（平成１５年４月実績）、本特例措置の適用により、知的障害者においては33%、障害児においては10%の利用率増が見込まれる。

また、計画範囲を県下全域へ拡大した場合、知的障害者及び障害児のデイサービス利用者数が合わせて36%増加することが見込まれ、デイサービス事業がよりいっそう活性化される。

・保護者の負担が軽減され、就労等の機会が増える

本特例措置の適用により利用者は身近な事業所でサービスを受けることができるようになるため、保護者の通所、送迎等に係る経済的・精神的負担が軽減され、就労等社会生活への参加が促進される。

（２）社会的効果

・身近な場所でサービスを利用できるようになるため、利用者の通所に係る負担が軽減される。
・デイサービスの利用機会が拡大され、十分な訓練・療育を受けることで、障害程度の重度化が抑制され、社会適応能力が向上される
・施設入所から在宅生活への移行が促進される
・デイサービス利用者同士（高齢者、身体障害者、知的障害者、障害児）の交流により、利用者の社会参加が促進される

8　特定事業の名称

９０６　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9　構造改革特区区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

①地域での自立生活を支援するための居宅生活支援サービスの充実と相談支援体制の整備

・障害者ケアマネジメントの手法を取り入れた身近な相談支援体制を構築する
・住み慣れた地域での自立生活を支援するために、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等居宅生活支援サービス基盤の拡大を図る
・ 地域における生活の場、活動の場として、グループホーム、通所型施設の整備を推進する

②生活の質の向上と自己実現の支援
・障害のある人の常用雇用を促すために、雇用の前に一定期間実務訓練を行う職場適応訓練を実施する
・「視聴覚障害者情報提供施設」を整備し、視聴覚障害者の情報受発信拠点として、その機能を充実強化する
・ＩＴを利用した福祉サービス情報提供の促進と、支援費制度によるサービスの選択が円滑に行われるよう、サービス提供事業者情報のデータベース化とネットワーク化を行う。

（別紙）

1　特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（９０６）

2　当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所及び指定知的障害者デイサービス事業所

3　当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4　特定事業の内容

（１）当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

①佐世保市

ア・運営主体　　株式会社 九州メディカ
・所在地　　長崎県佐世保市日野町１１０４番地の１
・施設名称　　かしまえデイサービスセンター
・施設所在地　　長崎県佐世保市日野町１１０４番地の１
・施設種別　　指定通所介護事業所
・定員　　２０名
・現在の平均利用者数　　８名
・本特例措置による利用者見込数　　３名（障害児）

・ 要件適合性の確認

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が３㎡以上であること。

１２．２６㎡／人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 生活相談員１名　・看護職員２名　・介護職員３名
・ 機能訓練指導員２名（兼務）

利用者の合算数が定員を越える受入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。

c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

児童デイサービス事業所「佐世保市こども発達センター」において実習・研修会を行う。

②大村市

ア・運営主体　　株式会社 コモテックス

・所在地　　長崎県大村市松山町４６０番地２

・施設名称　　株式会社コモテックス　デイサービスほのぼのハウス

・施設所在地　　長崎県大村市松山町４６０番地２

・施設種別　　指定通所介護事業所

・定員　　５名

・現在の平均利用者数　　１名

・本特例措置による利用者見込数　　１名（知的障害者）

・要件適合性の確認

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が３㎡以上であること。

３．５㎡／人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 生活相談員１名　・看護職員１名（兼務）　・介護職員２名

・ 非常勤介護職員２名　・機能訓練指導員１名（兼務）

利用者の合算数が定員を越える受入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。

c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

当分の間障害児の受入は行わない。

イ・運営主体　　　社会福祉法人　松原福祉会
・所在地　　　長崎県大村市松原本町２７４番地
・施設名称　　　デイサービスセンター松原のさと
・施設所在地　　　長崎県大村市松原本町２７４番地
・施設種別　　　指定通所介護事業所
・定員　　　３０名
・現在の平均利用者数　　２４名
・本特例措置による利用者見込数　　２名（知的障害者）

・要件適合性の確認
a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が３㎡以上であること。
　　７．９０㎡／人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 生活相談員１名　・看護職員１名（兼務）　・介護職員４名
・ 非常勤介護職員５名　・機能訓練指導員１名（兼務）
　利用者の合算数が定員を越える受入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。

c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

　当分の間障害児の受入は行わない。

ウ・運営主体　　　社会福祉法人　隆明会
・所在地　　　長崎県大村市鬼橋町１４１６番地
・施設名称　　　デイサービスセンターふる里
・施設所在地　　　長崎県大村市鬼橋町１４１６番地
・施設種別　　　指定通所介護事業所
・定員　　　３０名
・現在の平均利用者数　　２４名
・本特例措置による利用者見込数　　３名（知的障害者）

・要件適合性の確認

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が３㎡以上であること。

３．８０㎡／人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 生活相談員１名　・非常勤看護職員１名（兼務）
・ 非常勤介護職員３名　・機能訓練指導員１名（兼務）

利用者の合算数が定員を越える受入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。

c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

当分の間障害児の受入は行わない。

③北有馬町

ア・運営主体　社会福祉法人 平和会
・所在地　南高来郡北有馬町甲３１８１－８
・施設名　デイサービスセンター　有馬荘
・施設所在地　長崎県南高来郡北有馬町甲３１８１－８
・施設種別　指定通所介護事業所
・定員　３０名
・現在の平均利用者数　２３名
・本特例措置による利用者見込数　１名（障害児）

・要件適合性の確認

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が３㎡以上であること。

８．２９㎡／人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 生活相談員１名（兼務）　・看護職員１名（兼務）　・介護職員４名

・ 非常勤介護職員１名　・機能訓練指導員１名（兼務）

利用者の合算数が定員を越える受入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。

c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

児童デイサービス事業所「デイ雲」において実習・研修会を行う。

④上五島町

ア・運営主体　　社会福祉法人 医仁福祉会

・所在地　　長崎県南松浦郡上五島町今里郷６１０

・施設名　　上五島町デイサービスセンター　芳寿荘

・施設所在地　　指定通所介護事業所

・施設種別　　長崎県南松浦郡上五島町今里郷６１０

・定員　　２０名

・現在の平均利用者数　１６名

・本特例措置による利用者見込数　１名（知的障害者）

・要件適合性の確認

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が３㎡以上であること。

１１．４０㎡／人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・ 生活相談員１名　・看護職員１名（兼務）・非常勤介護職員３名

・ 機能訓練指導員１名

利用者の合算数が定員を越える受入れは行わないため、新たな職員の確保は要しない。

c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所において障害児を受入れる場合には、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

当分の間障害児の受入は行わない。

これら６つの事業所は現在も私的に障害者の受け入れを行っているなど、当該事業の実施を強く望んでいる。特定事業の要件を満たし、利用者からのニーズも高いこれらの事業所で当該事業をスタートさせ、その成果をもとに実施事業所の拡大を図っていきたい。

（２）障害児関係施設から受ける技術的支援の内容

佐世保市の「かしまえデイサービスセンター」では１日平均３名の障害児の受け入れを計画しているが、障害児を受け入れるにあたり、佐世保市が運営している児童デイサービス事業所「佐世保市こども発達センター」において職員の実習・研修を行い、障害児を適切に処遇するための知識及び技能の習得を図る。

また、同様に北有馬町の「デイサービスセンター有馬荘」では１日平均１名の障害児の受け入れを計画しており、社会福祉法人 八幡会が運営する児童デイサービスセンター「デイ雲」において職員の実習・研修を行い、職員の資質向上を図る。

なお、大村市の「デイサービスほのぼのハウス」、「デイサービスセンター松原のさと」、「デイサービスセンターふる里」、及び上五島町の「上五島町デイサービスセンター芳寿荘」においては、当分の間障害児の受入は行わない。

○技術的支援を行う障害児関係施設

①児童デイサービスセンター「佐世保市こども発達センター」

運営主体　　佐世保市
所在地　　佐世保市花園町１０１－１
施設種別　　児童デイサービスセンター
定員　　１５名

②児童デイサービスセンター「デイ雲」

運営主体　　社会福祉法人　八幡会
所在地　　南高来郡加津佐町甲５７１８
施設種別　　児童デイサービスセンター
定員　　１０名

5　当該規制の特例措置の内容

（１）規制の特例措置の必要性

長崎県には知的障害者デイサービス事業所及び児童デイサービス事業所の数が少ないため、多くの方が必要なサービスを十分に利用できていない。

そこで、誰もが身近な場所でデイサービスを利用できる社会を形成するために、当該規制の特例措置により指定通所介護事業所等における相互利用を実施する必要がある。